

## 難病医療費助成制度の改善を求める意見書

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月から新たな難病医療費助成制度が施行された。これによって難病医療費助成制度の対象となる疾病が大幅に拡大され、レセプト単位だった自己負担上限月額が患者単位になるなどの改善がされたが、一方で自己負担の引き上げや認定基準の強化なども行われた。

この結果、厚生労働省は対象疾病の増加によって医療費制度を受ける患者数が平成23年度の78万人から平成27年度には150万人に倍増すると試算していたが、平成27年度末の患者数は94万人となっている。また、医療費助成の総事業費は1820億円の試算に対し1385億円となっている。

この背景には、制度の改正によって難病対象であっても申請を行わないことや認定基準が厳しくなったことなどがある。

難病の患者に対する医療等に関する法律第1条には「難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。」と定めている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 次の事項について平成26年12月以前の取り扱いに戻すこと。
  - (1) 市町村民税非課税者や重症患者の自己負担をなくすこと。
  - (2) 調剤薬局の薬代や訪問看護費の自己負担をなくすこと。
  - (3) 入院時食費を給付から外すことをやめ、自己負担限度額に含めること。
  - (4) 早期からの治療が重要であり、指定難病の医療費助成について、重症分類による選別（いわゆる「軽度者」の対象外）をやめ、軽度者を含めたすべての指定難病患者を医療費助成の対象とすること。
- 2 自己負担上限月額は患者単位とし、限度額を平成26年12月までの基準に引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣